

炭貯クラブ 規約 細則

(2022年6月6日に募集を開始した第2回プログラム用)

第1条 (目的)

この細則 (以後本細則という) は「炭貯クラブ規約」に基づき、炭貯クラブの運営上必要な事項につき定める。

第2条 (適用範囲)

本細則は、2022年6月6日に募集を開始した第2回プログラムにて申請し、認証されるクレジットに適用する。

第3条 (プログラム参加費およびプログラム参加者)

規約第11条に規定するプログラム参加費は次のとおりとし、当該参加費を支払った者をプログラム参加者とする。

	プログラム参加費 (税抜)
個人	¥4,000
任意団体 (9人以下)	¥15,000
任意団体 (10人以上)	¥30,000
法人	¥30,000

第4条 (J-クレジット販売価格)

本プログラムにて認証されるクレジットは、1t-CO₂当たり 50,000 円 (税抜) 以上で販売することとする。なお、5年たっても未販売クレジットがある場合は、未販売のクレジットを創成したプログラム参加者が、その残量クレジット量の按分比率で持って、過半数の賛同を得て、販売価格の是正を協議および審議するものとする。

第5条 (維持・管理・営業販売経費)

本プログラムにて認証し、販売されたクレジット価格のうち、運営・管理者が「炭貯クラブ」及び、本プログラムの維持・管理に係る経費、広告等広報にかかわる経費として 1t-CO₂ 当たり 10,000 円 (税抜) を充当する。

また、販売代理店または販売支援者に 1t-CO₂ 当たり 10,000 円 (税抜) を活用する。

第6条（排出権活動対価の支払い条件）

会員への排出権活動対価の支払いは、原則として、1t-CO₂当たり 30,000 円以上とし、認証されたクレジット全量が販売されたのちに各プログラム参加者へ支払うものとする。

ただし、プログラム参加者が自ら購入企業を紹介してクレジットが販売された場合や、クレジット購入者が特定（個人や地域など）のクレジットを指定して購入した場合、その対応するクレジットに対してその該当分を優先的にそのプログラム参加者の排出権活動対価として支払うものとする。

第7条（責任の維持および継承）（規約第9条、12条関係）

運営・管理者は、入会希望者に対し、別表に示す「プログラム参加に際しての重要事項」への同意を求める。

第8条（有効期限）

本細則は認証されたクレジット総量の完売時まで有効とする。

附則

本細則は、2022年6月1日に施行する。

別表

2022年6月6日に募集を開始した第2回プログラム参加に際しての重要事項

炭貯クラブ会員は、以下に示す各事項につき同意する。

1. 会員は、J-クレジット認証後10年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

仮に農地を他者(親族を含む)へ譲渡あるいは、農地・採草放牧地以外に転用する場合は、その旨を運営・管理者に届け出て、そのJ-クレジット制度において認証を受けた削減量と同量の削減活動を実施するか、J-クレジットの購入を行い、その補填を行わなければならない。

2. 会員が退会、死亡した場合でも、J-クレジット認証後10年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

責任義務期間終了前に会員がその義務を果たさずに退会した場合、その義務はその会員が果たさなければならない。また、会員が成年被後見人となった場合や死亡した場合および当該農地等を譲渡した場合は第9条記載の会員の責任義務は農地の保有者に継承されるものとする。

3. 第1項、第2項でいうところの「維持・管理する」とは、各項で定める内容に含まれる報告・事務その他必要な手続きを行う事を指す。

上記細則及び重要事項各項に同意します。

住所・氏名

㊞